

鳥取県環境影響評価技術指針

毎週火曜日及び
曜日 行
金曜日
当
に、
休
がと
日
当たる翌
の

第1章 総則

第1 趣旨

1 この技術指針は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年12月鳥取県条例第24号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、一般的に必要と認められる環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）並びに事後調査を適切に行うための手順及び手法を定めるものである。

2 この技術指針は、対象事業に共通する事項を定めたものであり、事業者がこの技術指針に基づいて環境影響評価及び事後調査を行うに当たっては、環境影響を及ぼす対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的・社会的状況（以下「地域特性」という。）を考慮して必要な項目及び手法を選択するとともに、必要に応じてこの技術指針に記載のない事項についても考慮するものとする。

なお、この技術指針と同等以上の環境影響評価及び事後調査の方法がある場合には、その方法により環境影響評価及び事後調査を行うことができる。

第2 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、対象事業の実施により環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）ごとに、その影響を受けるおそれがある環境要素に係る項目とする。

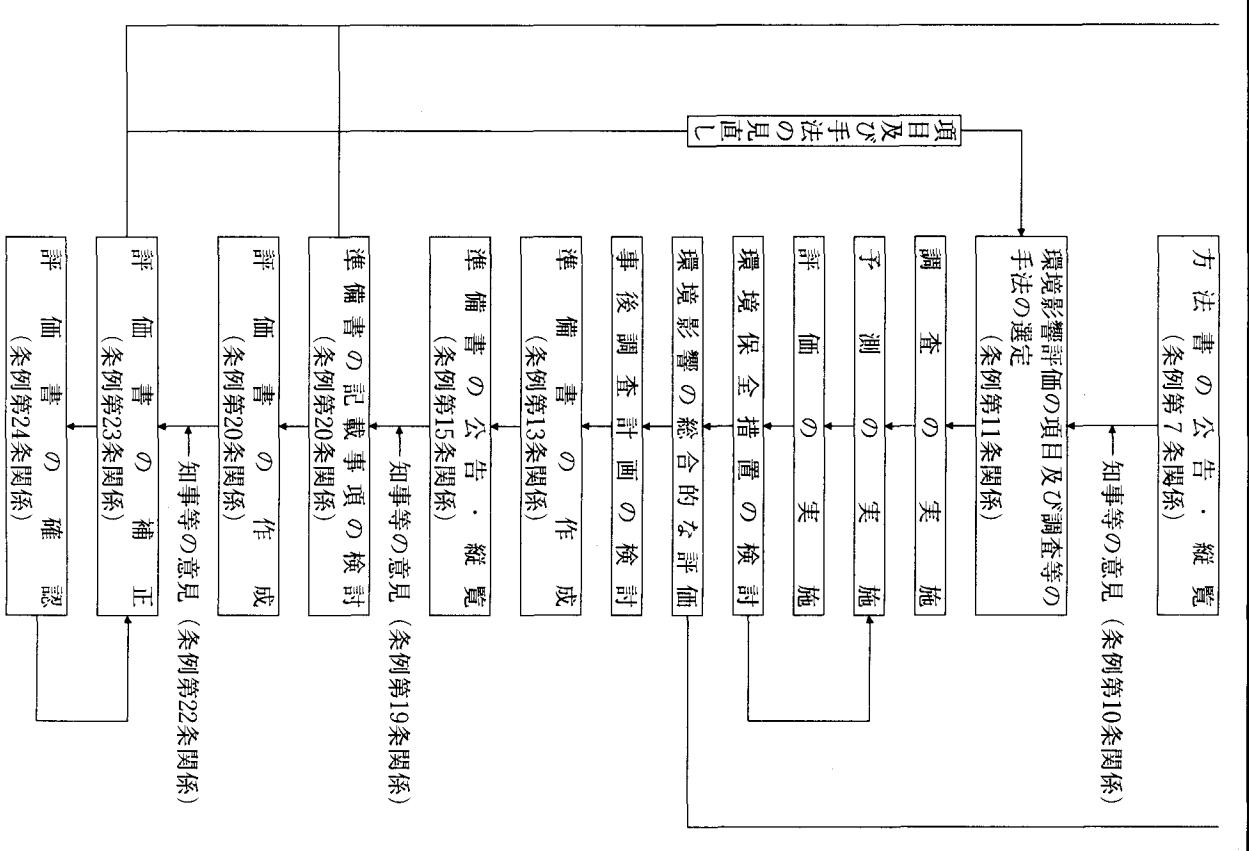
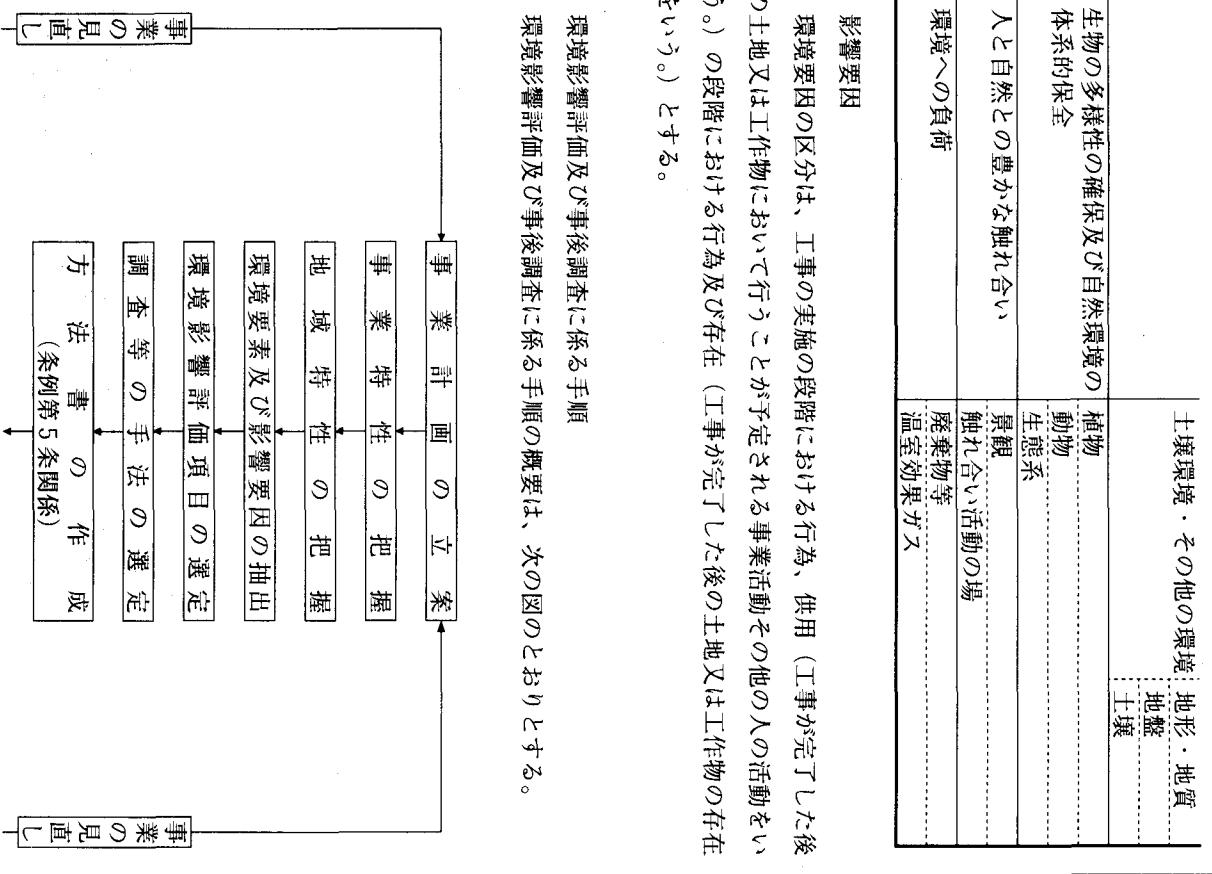
1 環境要素

環境要素の区分は、次の表のとおりとする。

環境要素の区分	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境
	大気質
	騒音
	振動
	悪臭
水環境	水質
	底質
	地下水

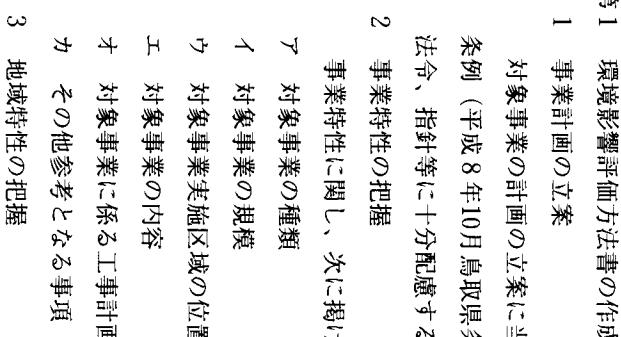
平成11年8月6日

鳥取県知事 片山善博



- 3 対象事業の事業特性を勘案し、次の表から必要な項目を選定し、次の(1)及び(2)に定めるところにより、地域特性に関する情報を把握するものとする。
- (1) 地域特性の把握は、対象事業の実施に伴う環境影響を受けるおそれの

区 分	項 目
地域の自然的 状況に係る項 目	(1) 地形・地質の状況 (2) 河川、湖沼、海域の状況 (3) 気象の状況 (4) 植物の状況 (5) 動物の状況 (6) 生態系の状況 (7) 景観の状況 (8) 触れ合い活動の場の状況 (9) 大気質・水質等の状況 (10) その他
地域の社会的 ・文化的状況 に係る項目	(1) 行政区画の状況 (2) 集落の状況 (3) 人口の状況 (4) 土地利用の状況 (5) 水域利用の状況 (6) 産業の状況 (7) 交通の状況 (8) 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況及びその他の土地利用計画 (9) 環境の保全について特に配慮が必要な施設の状況 (10) その他
環境関係法律 等に係る項目	(1) 環境基準の類型指定の状況 (2) 公害防止に係る規制地域の状況 (3) 自然環境の保全に係る地域の状況 (4) 史跡、名勝、天然記念物等の指定状況 (5) 鳥獣保護区の指定状況 (6) その他
対象事業の内容	
対象事業に係る工事計画の概要	
その他参考となる事項	



第1 環境影響評価方法書の作成に係る手順

1 事業計画の立案

対象事業の計画に当たっては、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年10月鳥取県条例第19号）、鳥取県環境基本計画等の環境に関する基本法令、指針等に十分配慮するものとする。

2 事業特性の把握

事業特性に關し、次に掲げる情報を把握するものとする。

ア 対象事業の種類

イ 対象事業の規模

ウ 対象事業実施区域の位置

エ 対象事業の内容

オ 対象事業に係る工事計画の概要

カ その他参考となる事項

3 地域特性の把握

対象事業の事業特性を勘案し、次の表から必要な項目を選定し、次の(1)及び(2)

評価書の公告・総覽 (条例第25条関係)

事後調査計画書の作成 (条例第32条関係)

事業の実施

事後調査の実施

事後調査報告書の作成 (条例第33条関係)

ある範囲として、対象事業実施区域及びこの周辺の地域について適切に定めるものとする。

(2) 地域特性の把握は、入手可能な最新の文献その他の資料に基づき把握するものとし、これらの出典が明らかにされるよう整理するものとする。

また、必要に応じ関係地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者の助言を受け、又は現地の状況を確認するものとする。

4 環境要素及び影響要因の抽出

(1) 環境要素の抽出

環境要素の各区分ごとに、法令による規制・達成すべき目標の有無、受ける

おそれのある影響の重大性等を考慮して、細区分を適切に定めるものとする。

なお、事業特性及び地域特性を勘案し、必要に応じ環境要素を追加し、又は

削除するものとする。

(2) 影響要因の抽出

影響要因の各区分ごとに、細区分として環境影響を及ぼすおそれのある要因を、適切に定めるものとする。

5 環境影響評価の項目の選定

(1) 環境影響評価の項目の選定は、影響要因の細区分ごとに影響を受けるおそれのある環境要素の細区分（以下「選定項目」という。）を明らかにすることにより行うものとする。

この場合においては、次に掲げる方針により選定を行うものとする。

ア 「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」に含まれる選定項目

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第4条第1項第1号に掲げる事項の確保を基本として、環境要素に係る汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染の程度及び広がり並びに環境要素の状態の変化（構成要素そのものの量的な変化を含む。）の程度及び広がりについて、これらが人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響を把握することを目的として選定する。

イ 「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」に含まれる選定項目

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項の確保を基本として、次に掲げる方針により選定する。

(ア) 「植物」及び「動物」に含まれる選定項目

陸生及び水生の動植物に関し、生息・生育種及び植生の調査を通じて抽出される重要種の分布、生息・生育状況及び重要な群落の分布状況、動物の集團繁殖地等注目すべき生息地の分布状況並びにこれらに対する影響の程度を把握することを目的として選定する。

(イ) 「生態系」に含まれる選定項目

生態系に關し、(ア)の調査を通じて概略的に把握される生態系の特性に応じて、生態系の上位に位置するという上位性、当該生態系の特徴をよく現すという典型性及び特殊な環境等を指標するという特殊性の視点から注目される生物種を複数選び、これらの生態、他の生物種との相互関係、生息・生育環境の状態及びこれらに対する影響の程度を把握することを目的として選定する。

ウ 「人と自然との豊かな触れ合い」に含まれる選定項目

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第4条第1項第4号及び第5号に掲げる事項の確保を基本として、次に掲げる方針により選定する。

(ア) 「景観」に含まれる選定項目

眺望景観及び景観資源に關し、眺望される状態及び景観資源の分布状況並びにこれらに対する影響の程度を把握することを目的として選定する。

(イ) 「触れ合い活動の場」に含まれる選定項目

野外レクリエーション及び地域住民等の日常的な自然との触れ合い活動に關し、それらの活動が一般的に行われる施設及び場の状態並びにこれらに対する影響の程度を把握することを目的として選定する。

エ 「環境への負荷」に含まれる選定項目

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第4条第1項第6号及び第7号に掲げる事項の確保を基本として、廃棄物の発生量、温室効果ガスの排出量等環境への負荷量の程度を把握することを目的として選定する。

(2) 環境影響評価の項目の選定に當たっては、影響要因の細区分が、選定項目に及ぼす影響のおそれについて、客観的かつ科学的に判断するものとする。

この場合においては、事業特性及び地域特性を勘案するとともに、必要に応じ専門家その他の環境に關する知見を有する者の助言を受けるものとする。

(3) 環境影響評価の項目の選定を行ったときは、当該項目の選定結果を一覧できるように整理するため、別表に示す環境要素と影響要因とを両軸としたマトリック

クスを作成し、選定した項目については選定した理由を、選定しなかった項目については選定しなかった理由を明らかにするものとする。

6 調査等の手法の選定

調査等の手法の選定は、選定した環境影響評価の項目ごとに、第3章に示した標準的な手法（以下「標準的手法」という。）を参考にして、客観的かつ科学的に検討することにより行うものとする。

この場合においては、必要に応じ、標準的手法より簡略化された手法を選定し、又は標準的手法より詳細な手法を選定することができるものとする。

なお、調査等の手法を選定した場合は、次に掲げる項目ごとにその理由を明らかにするものとする。

ア 標準的手法により環境影響評価を行う項目

イ 標準的手法よりさらに詳細に環境影響評価を行う項目

ウ 標準的手法を簡略化して環境影響評価を行いう項目

第2 環境影響評価準備書の作成に係る手順

1 環境影響評価の項目及び調査等の手法の選定

- (1) 方法書に対する知事の意見を勘案するとともに、方法書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して、必要に応じて対象事業の内容について検討を行ったうえ、方法書について見直しを行い、選定項目を選定するとともに、当該項目に係る調査等の手法を選定するものとする。
- (2) 環境影響評価の実施中において、環境影響に関する新たな事実が判明した場合においては、必要に応じて選定項目及び選定された調査等の手法を見直し、又は調査等を追加して行うものとする。

2 調査等の実施

- (1) 調査は、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な程度において、選定項目に係る環境要素の現状に関する情報並びに調査の対象となる地域（以下「調査地域」という。）の気象、水象等の自然条件及び人口、産業、土地又は水域利用等の社会条件に関する情報を、既存の資料の収集、専門家等

からの科学的知見の収集、現地調査・踏査等の方法により収集し、その結果を整理し、及び解析することにより行うものとする。

この場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 調査すべき情報の種類及び調査方法

選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる精度が確保されるよう、収集すべき具体的な情報の種類及び当該情報の種類ごとの具体的な調査の方法を選定するものとする。

イ 調査地域

調査地域については、調査対象となる情報の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、対象事業の実施により環境の状態が一定程度以上変化する範囲又は環境が直接改変を受ける範囲及びその周辺地域を設定する。

ウ 調査の期間及び時期

調査の期間及び時期の設定に当たっては、選定項目の特性に応じて把握すべき情報の内容、調査地域の気象、水象等の特性、社会的状況等に応じ、適切かつ効果的な期間及び時期を設定するものとする。

この場合において、季節の変動を把握する必要がある調査対象については、これが適切に把握できる調査期間を確保するものとする。

エ 環境への影響の少ない方法の選定

調査の実施そのものに伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、可能な限り環境への影響の少ない方法を選定するものとする。

オ 調査によって得られる情報の整理の方法

調査によって得られる情報は、当該情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時等について、当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるように整理するものとする。

また、既存の長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場

合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを対照するものとする。

なお、希少生物の生息・生育に関する情報については、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できない形で整理する等の配慮を行うものとする。

(2) 予測は、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響の程度について、工事の実施及び供用のそれぞれの段階における環境の状態の変化又は環境への負荷の量を、数理モデルによる数値計算、模型等による実験、既存事例の引用又は解析等の方法により、定量的に把握することを基本とするものとする。ただし、定量的な把握が困難な場合は、定性的に把握するものとする。

この場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 予測方法

選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、具体的な予測の方法を選定するものとする。

イ 予測地域

予測の対象となる地域（以下「予測地域」という。）は、事業特性及び地域特性を十分勘案し、選定項目ごとの調査地域の中から適切に設定するものとする。

ウ 予測の地点

予測地域内における予測の地点は、選定項目の特性、環境要素の状況、地形、気象又は水象の状況等に応じ、予測地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれがある地点、環境要素への影響を的確に把握できる地点等を設定するものとする。

エ 予測の対象となる時期

予測の対象となる時期は、事業特性及び地域の気象、水象等の特性、社会的状況等を十分勘案し、供用時の定常状態及び工事の実施による影響が最大

になる時期について、選定項目ごとの環境影響を的確に把握できる時期を設定するものとする。

また、供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合又は予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合には、必要に応じて中間的な時期での予測を行うものとする。

オ 将来の環境の状態の設定のあり方

予測に当たっては、当該対象事業以外の事業活動等によりもたらされる地域の将来の環境の状態（将来の環境の状態の推定が困難な場合においては、現在の環境の状態とする。）を勘案して行うものとし、将来の環境の状態は、関係地方公共団体等が有する情報を収集して設定するものとする。

カ 予測の前提条件の明確化

予測の手法に係る予測地域の設定の根拠、予測の手法の特徴及びその適用範囲、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及びパラメータ等について、それぞれその内容及び妥当性を明らかにできるように整理するものとする。

なお、国又は地方公共団体による環境保全措置又は環境保全施策が講じられている場合であって、将来の環境の状態の推定に当たって当該環境保全措置等の効果を見込むときは、当該措置等の内容を明らかにできるように整理するものとする。

キ 予測の不確実性の検討

科学的知見の限界に伴う予測の不確実性について、その程度及びそれに伴う環境への影響の重大性に応じて整理するものとする。

(3) 評価は、調査及び予測の結果（環境保全措置の検討の結果を含む。）を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が、

事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かについて見解を明らかにするものとする。

この場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 環境影響の回避・低減に係る検討

建造物の構造・配置のあり方、環境保全設備、工事の方法等を含む幅広い環境保全対策を対象として、複数の案を時系列に沿って又は並行的に比較検討すること、実行可能なより良い技術を取り入れられているか否かについて検討すること等の方法により、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて検討するものとする。

イ 国又は地方公共団体の環境保全施策との整合性に係る検討

評価を行うに当たって、環境基準、環境基本計画その他の国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との整合性が図られているか否かについて検討するものとする。

ウ その他

評価に当たって事業者以外の者が行う環境保全措置等の効果を見込む場合は、当該措置等の内容を明らかにできるように整理するものとする。

3 環境保全措置の検討

環境保全措置は、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響について、当該影響を回避し、又は低減すること及び当該影響に係る各種の環境の保全の観点からの中の基準又は目標の達成に努めることを目的として、次に定めるところにより検討するものとする。

(1) 環境保全措置は、事業者により実行可能な範囲内において検討するものとする。

(2) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響を回避し、又は低減することを優先するものとする。ただし、必要に応じ当該事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により、損なわれる環境要素の持つ価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を講ずることができるものとする。

（3）代償措置を講じようとする場合には、環境への影響を回避し、又は低減する措置を講ずることが困難であるか否かを検討するとともに、損なわれる環境要素と代償措置により創出される環境要素に関し、それぞれの位置、種類、内容等を検討するものとする。

（4）環境保全措置の検討に当たっては、次に掲げる事項を可能な限り具体的に明らかにするものとする。

ア 環境保全措置の効果及び不確実性の程度

イ 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響

ウ 環境保全措置を講ずるにもかかわらず存在する環境影響
エ 環境保全措置の内容、実施期間、実施主体その他環境保全措置の実施の方法

（5）環境保全措置の検討に当たっては、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術を取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようと/orする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにするものとする。

4 環境影響の総合的な評価

選定項目ごとの調査等の結果を一覧できるように取りまとめるなどにより、他の選定項目に係る環境要素に及ぼすおそれがある影響についての検討が行われるよう留意しながら、選定項目ごとの調査等の結果に基づいて対象事業が環境に与える影響を総合的な見地から評価するものとする。

5 事後調査計画の検討

事後調査は、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずるとき、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずるとき、その他対象事業による環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときに行うものとする。
この場合においては、次に定めるところにより、事後調査の項目及び手法、事後調査の結果により環境影響が著しいことが明らかとなつた場合等の対応の方針、

事後調査の結果の公表方法等を明らかにするものとする。

- (1) 事後調査の項目及び手法については、事後調査の必要性、事後調査を行う項目の特性、地域特性等に応じて適切な内容とするとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能なよう設定するものとする。

- (2) 事後調査の実施そのものに伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、可能な限り環境への影響の少ない事後調査の手法を選定し、採用するものとする。

- (3) 他の者が行う環境モニタリング等を活用する場合、対象事業に係る施設等が他の者に引き継がれることが明らかである場合等においては、その者との協力の方法について明らかにするものとする。

6 環境影響評価準備書の作成

- (1) 関係地域については、事業実施区域及び環境影響評価の結果において既に入手している情報によって一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域を記載するものとする。

- (2) 準備書に記載する選定項目及び選定項目に係る調査等の手法について、方法書の記載に変更があるときは、方法書の記載内容と対比するなどにより変更部分を明らかにするものとする。

第3 環境影響評価書の作成に係る手順

- 1 条例第20条第1項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には、第2に規定する手順に準じて環境影響評価書を作成するものとする。

- この場合においては、準備書の記載内容と対比するなどにより変更部分を明らかにするものとする。

- 2 1に掲げる場合を除くほか、評価書の記載事項について、準備書の記載に変更があるときは、準備書の記載事項と対比するなどにより変更部分を明らかにするものとする。

第4 事後調査に係る手順

- 1 事後調査計画書の作成

事後調査を行う場合には、次の内容について取りまとめた事後調査計画書を作成するものとする。

- ア 事後調査を行うこととした理由
- イ 事後調査の項目及び手法
- ウ 調査地域

オ 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針

カ 事後調査の結果の報告の時期

- キ 事後調査の結果を公表する場合にあっては、その時期及び方法
- ク 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び当該実施主体との協力の方法

2 事後調査報告書の作成

- (1) 事後調査報告書には、事後調査の結果及び環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針に基づき講じた措置の内容を記載するものとする。

この場合において、講じた措置の内容には、当該措置を講ずるに至った検討の経過を含めて記載するものとする。

- (2) 事後調査の結果、新たに環境保全措置を講ずることとした場合又は環境保全措置の内容を変更することとした場合は、当該環境保全措置の効果及び当該効果の不確実性の程度並びに当該効果を把握するための調査の手法についても検討を行うものとする。

(別表) 環境要素一影響要因マトリックス

		影響要因の区分		工事存在及び供用	
		細区分		細区分	
環境要素の区分		粗区分			
大気環境	大気質				
	騒音				
	振動				
	悪臭				
水環境	水質				
	底質				
	地下水				
土壤環境・その他環境	地形・地質				
	地盤				
	土壤				
植物					
動物					
生態系					
景観					

第3章 環境要素ごとの調査等の標準的手法

第1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

1 大気質

(1) 調査の手法

ア 調査すべき情報

調査すべき情報は、対象事業の実施が大気質に及ぼす影響を適切に把握し得るよう配慮して、次に掲げる項目の中から予測及び評価を行うために必要なものを選定する。

(ア) 大気質の状況

a 環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく大気汚染に係る環境基準の項目

b 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第1項第1号及び第2号の物質並びに同条第4項の物質

c 大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)第1条の物質及び同令附則第3項の物質

d その他の物質

(イ) 気象の状況

(ウ) その他

イ 調査地域

調査地域は、対象事業の実施により大気質の濃度が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、既存の事例、簡易な拡散式による試算等によりその範囲を推定して定める。

(ウ) 調査方法

調査は、国、県等が設置する大気汚染常時監視測定局、気象台、測候所等における1年以上の測定資料及び文献の収集により行うことを基本とし、必要に応じて現地調査を行う。

なお、現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

(ア) 調査地点

現地調査を行う場合の調査地点は、対象事業の内容、気象の状況、地形、土地利用等を勘案し、調査地域の範囲内において大気質の変化を的確に把握できる地点とする。

(イ) 調査期間及び頻度

調査期間及び頻度は、調査地域の特性を考慮して、年間を通じた大気質及び気象の状況を把握し得る程度とする。

(ウ) 調査方法

測定方法は、大気の汚染に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第25号)、二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年環境庁告示第38号)、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第4号)その他の環境庁が定める方法、日本工業規格に定める方法又はその他の適切な方法によるものとする。

また、気象調査は、地上気象観測法(平成5年気象庁)及び高層気象観測指針(平成7年気象庁)に定める方法又はその他の適切な方法によるものとする。

(2) 予測の手法

ア 予測項目

予測項目は、対象事業の実施により変化する大気汚染物質の濃度又は飛散若しくは降下する量とする。

イ 予測時期

予測を行う時期は、工事の施工中の代表的な時期及び工事の施工後における事業活動が正常に達した時期とする。

(ウ) 予測地域

予測地域の範囲は、対象事業の実施が大気質に影響を及ぼすおそれのある地域とする。

(エ) 予測方法

予測方法は、事業特性及び地域特性を考慮して、次に掲げる方法又はこれらと同等以上の信頼性を有する方法の中から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

(ア) ブルームモデル

(イ) パフモデル

(ウ) JEAモデル

(エ) 風洞模型実験

なお、予測に当たっては、予測式に用いる係数や適用条件についてあらかじめ整理しておく。

(3) 評価の手法

大気汚染物質に係る負荷量の発生段階の削減措置、大気環境へ排出される段階の低減措置等について明らかにすることにより、当該事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明する。

また、予測の結果と大気汚染に係る環境基準等との対比を行う。

2 騒音

(1) 調査の手法

ア 調査すべき情報

調査すべき情報は、対象事業の実施が騒音レベルに及ぼす影響を適切に把握し得るよう配慮して、次に掲げる項目の中から予測及び評価を行うために必要なものを選定する。

(ア) 騒音レベルの状況

- (イ) 騒音発生源の状況
- (ア) その他
- イ 調査地域
- 調査地域は、対象事業の実施により騒音レベルが影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、地形、既存の発生源、住宅の密集度等を勘案して定める。
- なお、学校、病院等の施設がある場合には、当該施設における騒音レベルについても調査する。
- ウ 調査方法
- 調査は、既存資料及び文献の収集により行うこと基本とし、必要に応じて現地調査を行う。
- なお、現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。
- (ア) 調査地点
- 現地調査を行う場合の調査地点は、対象事業の内容、地域特性等を勘案して、調査地域の範囲内において騒音レベルの変化を的確に把握できる地点とする。
- (イ) 調査期間及び頻度
- 調査期間及び頻度は、原則として、年間の変動が把握できる程度とし、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）に準拠する。
- (ウ) 調査方法
- ア 環境騒音の測定方法
- 環境騒音の測定方法は、騒音に係る環境基準についてに定める方法又はその他の適切な方法によるものとする。
- イ 特定騒音の測定方法
- (ア) 工場、事業場騒音
- 工場、事業場騒音の測定方法は、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省、建設省告示第1号）に定める方

告示第1号）に定める方法又はその他の適切な方法によるものとする。

(b) 道路交通騒音

道路交通騒音の測定方法は、騒音に係る環境基準についてに定める方法又はその他の適切な方法によるものとする。

(c) 航空機騒音

航空機騒音の測定方法は、航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第154号）に定める方法又はその他の適切な方法によるものとする。

(d) 鉄道、軌道等騒音

鉄道、軌道等騒音の測定方法は、新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年環境庁告示第46号）若しくは在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について（平成7年12月20日環大第174号）に定める方法又はその他の適切な方法によるものとする。

(e) 建設作業騒音

建設作業騒音の測定方法は、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省、建設省告示第1号）に定める方法又はその他の適切な方法によるものとする。

(2) 予測の手法

ア 予測項目

予測項目は、騒音レベルとする。

イ 予測時期等

予測を行う時期等は、工事の施工中の代表的な時期及び時間帯並びに工事の施工後における事業活動が定常に達した時期及び時間帯とし、時間帯については、環境基準の区分に配慮して定める。

ウ 予測地域

予測地域の範囲は、対象事業の実施による騒音が環境に影響を及ぼすおそれのある地域とする。

エ 予測方法

予測方法は、事業特性及び地域特性を考慮して、騒音伝播モデルによる方法、既存事例の引用又は解析等により行う。

なお、予測に当たっては、対象事業の計画諸元をもとに、騒音発生源の種類・構造・分布、パワー・レベル、交通量、車種構成等予測の前提となる条件についてあらかじめ整理しておく。

(3) 評価の手法

騒音発生源に係るパワーレベルの低減措置、周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、当該事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明する。

また、環境基準に係る地域指定が行われている地域については、当該環境基準との対比を、環境基準に係る地域指定が行われていない地域については、将来の土地利用の動向等を考慮し、環境基準の類型あてはめを想定し、想定した環境基準との対比を行う。

3 振動

(1) 調査の手法

ア 調査すべき情報

調査すべき情報は、対象事業の実施が振動レベルに及ぼす影響を適切に把握し得るよう配慮して、次に掲げる項目の中から予測及び評価を行うために必要なものを選定する。

- (ア) 振動レベルの状況
- (イ) 振動発生源の状況

イ 調査地域

調査地域は、対象事業の実施により振動レベルが影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、地盤条件、既存の発生源、住宅の密集度等を勘案して定める。

なお、学校、病院等の施設がある場合には、当該施設における振動レベルについても調査する。

ウ 調査方法

調査は、既存資料及び文献の収集により行うこと基本とし、必要に応じて現地調査を行う。

なお、現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

(ア) 調査地点

調査地域の範囲内において振動レベルの変化を的確に把握できる地点とする。

(イ) 調査期間及び頻度

調査期間及び頻度は、原則として、年間の変動が把握できる程度とし、昼間及び夜間の区分ごとに行う。

(ウ) 調査方法

a 環境振動の測定方法

環境振動の測定方法は、日本工業規格Z8735に定める方法又はその他の適切な方法によるものとする。

b 特定振動の測定方法

(a) 工場、事業場振動

工場、事業場振動の測定方法は、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年環境庁告示第90号）に定める方法又はその他の適切な方法によるものとする。

(b) 道路交通振動

道路交通振動の測定方法は、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）第12条に定める方法又はその他の適切な方法によるものとする。

(c) 鉄道、軌道等振動

鉄道、軌道等振動の測定方法は、環境保全上緊急を要する新幹線鉄

	(1) 調査の手法
	ア 調査すべき情報 調査すべき情報は、対象事業の実施が悪臭に及ぼす影響を適切に把握し得るよう配慮して、次に掲げる項目の中から予測及び評価を行うために必要なものを選定する。 (ア) 悪臭物質に関する濃度の状況 a 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条第1項に規定する特定悪臭物質の濃度
	b 悪臭防止法第2条第2項に規定する臭気指数
	c 臭気強度
	d その他の悪臭物質の濃度
	(イ) 悪臭の発生源の状況
	(ウ) 気象の状況
	(エ) その他
	イ 調査地域 調査地域は、対象事業の実施により悪臭の影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、地形、既存の発生源、住宅の密集度等を勘案して定める。なお、学校、病院等の施設がある場合には、当該施設における悪臭についても調査する。
	ウ 調査方法 調査は、既存資料及び文献の収集により行うことを基本とし、必要に応じて現地調査を行う。 なお、現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。
(3) 評価の手法	(ア) 調査地点 現地調査を行う場合の調査地点は、対象事業の内容、気象の状況、地形、土地利用等を勘案し、調査地域の範囲内において悪臭の濃度等の変化を的確に把握できる地点とする。
振動発生源に係る低減措置、周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、当該事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明する。	また、予測の結果と振動に係る規制基準との対比を行う。
4 悪臭	

(イ) 調査期間及び頻度

なお、予測に当たっては、対象事業の計画諸元をもとに、排出物質の臭気強度、排出条件等及び事業実施区域における気象条件等予測の前提となる条件についてあらかじめ整理しておく。

(ウ) 調査方法

測定方法は、特定悪臭物質の測定の方法（昭和47年環境庁告示第9号）若しくは臭気指数の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）に定める方法又はその他の適切な方法によるものとする。

また、気象調査は、地上気象観測指針に定める方法等により、風向、風速等について行う。

(2) 予測の手法

ア 予測項目

予測項目は、対象事業の実施に伴って排出される悪臭物質の濃度又は臭気強度とする。

イ 予測時期

予測を行う時期は、工事の施工中の代表的な時期及び工事の施工後における事業活動が定常に達した時期とする。

ウ 予測地域

予測地域の範囲は、対象事業の実施による悪臭が環境に影響を及ぼすおそれがある地域とする。

エ 予測方法

予測方法は、事業特性及び地域特性を考慮して、次に掲げる方法又はこれらと同等以上の信頼性を有する方法の中から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

(ア) 大気拡散式及びO.E.R(臭気排出強度)、T.O.E.R(総臭気排出強度)による方法

(イ) 類似例による方法

(ウ) その他の方法

(イ) 調査期間及び頻度

なお、予測に当たっては、対象事業の計画諸元をもとに、排出物質の臭気強度、排出条件等及び事業実施区域における気象条件等予測の前提となる条件についてあらかじめ整理しておく。

(ウ) 評価の手法

悪臭物質に係る負荷量の発生段階の削減措置、大気環境へ排出される段階の低減措置等について明らかにすることにより、当該事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明する。

5 水質(底質及び地下水を含む。)

(1) 調査の手法

ア 調査すべき情報

調査すべき情報は、対象事業の実施が水質(地下水及び底質を含む。以下同じ。)に及ぼす影響を適切に把握し得るよう配慮して、次に掲げる項目の中から予測及び評価を行うために必要なものを選定する。

(ア) 水質汚濁物質の濃度等の状況

a 河川、湖沼及び海域

(ア) 環境基本法第16条第1項の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準の項目

項目

(イ) 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)第2条の物質及び第3条の項目

(ウ) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について(平成2年5月24日環水土第77号)に定める農薬

(エ) 公共用水域等における農薬の水質評価指針について(平成6年4月15日環水土第86号)に定める農薬

(オ) 水温、透視度、濁度、透明度、塩分その他の項目

b 地下水

(ア) 地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第

- (10号) に定める物質
 (b) 水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)に定める物質
 (c) 水温、外観、透視度、塩素イオン、炭酸水素イオン、イオン構成、電気伝導率その他の項目

c 底質

底質調査方法(昭和63年9月8日環水管第127号)に定める物質

- (イ) 水象の状況
 (ウ) 利水等の状況
 (エ) 水質汚濁源の発生源の状況
 (オ) 気象の状況
 (カ) その他

イ 調査地域

調査地域は、対象事業の実施により水質が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、既存の事例、簡易な拡散式による試算等によりその範囲を推定して定める。

ウ 調査方法

調査は、国、県等が行っている水質等に関する1年以上の測定資料及び文献の収集により行うことを中心とし、必要に応じて現地調査を行う。

ア 調査地点

現地調査を行う場合の調査地点は、対象事業の内容、水質汚濁に係る環境基準点、利水地点等を勘案し、調査地域の範囲内において水質の変化を的確に把握できる地点とする。

また、地下水及び底質については、国、県等が設定している水質調査地点及びしゅんせつ等を計画している地点を勘案して定める。

(イ) 調査期間及び頻度
 調査期間及び頻度は、調査地域の特性を考慮して、年間を通じた水質及

び水象の状況を把握し得る程度とする。また、地下水及び底質については、水域の特性を把握し得る程度とする。

(ア) 調査方法

a 河川、湖沼及び海域

河川、湖沼及び海域の測定方法は、水質汚濁に係る環境基準についてづく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)、水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(平成5年4月28日環水規第121号)、公共用水域等における農薬の水質評価指針について、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について若しくは日本工業規格に定める方法又はその他の適切な方法によるものとする。

b 地下水

地下水の測定方法は、地下水の水質汚濁に係る環境基準について、水質基準に関する省令若しくは水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境庁長官が定める検定方法(平成元年環境庁告示第39号)に基づく方法又はその他の適切な方法によるものとする。

c 底質

底質の測定方法は、底質調査方法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示第14号)に定める方法又はその他の適切な方法によるものとする。

(2) 予測の手法

ア 予測項目

予測項目は、対象事業の実施により変化する水質汚濁物質の濃度等の状況とする。

イ 予測時期

予測を行う時期は、工事の施工中の代表的な時期及び工事の施工後における事業活動が定常に達した時期とする。

ウ 予測地域

予測地域の範囲は、対象事業の実施が水質に影響を及ぼすおそれのある地域とする。

エ 予測方法

予測方法は、事業特性及び地域特性を考慮して、次に掲げる方法又はこれらと同等以上の信頼性を有する方法の中から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

a 河川、湖沼若しくは海域

- (a) ジョセフ・センドナー式
- (b) 岩井・井上式
- (c) 単純混合式
- (d) ストリーテー・ヘルプス式
- (e) 統計的手法
- (f) 数理解析モデル
- (g) その他の方法

b 地下水

- (a) 数理解析モデル

c 類似事例を参考にする方法

イ 調査地域

調査地域は、対象事業の実施により特異な地形・地質及び自然現象が影響を受けるおそれのある地域とし、既存資料等を勘案して定める。

ウ 調査方法

なお、予測に当たっては、対象事業の計画諸元をもとに、汚染物質排出量、稼働条件等予測の前提となる条件についてあらかじめ整理しておく。

(3) 評価の手法

水質汚濁物質に係る負荷量の発生段階の削減措置、水域へ排出される段階の低減措置等について明らかにすることにより、当該事業による影響をどのよう

に回避し、又は低減したのか説明する。

また、予測の結果と、水質汚濁に係る環境基準について、地下水の水質汚濁に係る環境基準について、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について又はゴルフ場使用農薬に係る水道水の安全対策について（平成2年5月31日衛水第152号、平成3年7月30日衛水第192号）に定める環境基準又は指針値等との対比を行うとともに、水道水源への影響が予想される場合にあっては、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）又は水道水質に関する基準の制定について（平成4年12月21日衛水第264号）により定める基準等との対比を行う。

6 地形・地質

(1) 調査の手法

ア 調査すべき情報

調査すべき情報は、対象事業の実施が地形・地質に及ぼす影響を適切に把握し得るよう配慮して、次に掲げる項目の中から予測及び評価を行うために必要なものを選定する。

(ア) 地形及び地質の状況

(イ) 学術上等から注目される地形・地質及び自然現象の状況

(ウ) その他

イ 調査地域

調査地域は、対象事業の実施により特異な地形・地質及び自然現象が影響を受けるおそれのある地域とし、既存資料等を勘案して定める。

ウ 調査方法

調査は、既存資料及び文献の収集により行うこと基本とし、必要に応じて現地調査を行う。

なお、現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

(ア) 調査地点

現地調査を行う場合の調査地点は、対象事業の内容、地域特性等を勘案

して、調査地域の範囲内において地形・地質の状況を適切に把握できる地点又は経路とする。

(4) 調査期間及び頻度

調査期間及び頻度は、地形・地質の特性を勘査して、地形・地質の状況を把握し得る程度とする。

また、特異な自然現象については、その変動特性を考慮して調査時期及び頻度を定める。

(5) 調査方法

地形の調査方法は、踏査、測量、空中写真又はその他の適切な方法によるものとする。

また、地質の調査方法は、踏査によるものとするが、必要に応じ、ボーリング調査、物理探査、室内試験等の方法についても行うものとする。

なお、調査結果は地形・地質及び自然現象の図示及び解析を行い整理する。

(2) 予測の手法

ア 予測項目

予測項目は、次に掲げるものとする。

(ア) 地形・地質の改変の程度及び内容

(イ) 学術上等から注目される地形・地質及び自然現象の改変の程度及び内容

イ 予測時期

予測を行う時期は、工事の施工中の代表的な時期及び工事の施工後における事業活動が定常に達した時期とする。

ウ 予測地域

予測地域の範囲は、対象事業の実施が地形・地質に影響を及ぼすおそれのある地域とする。

エ 予測方法

予測方法は、事業特性及び地域特性を考慮して、学術上等から注目される

地形・地質及び自然現象の消滅の有無若しくは改変の程度の把握、既存の類似事例等の参照又はその他の適切な方法によるものとする。

(3) 評価の手法

学術上の重要な地形・地質及び自然現象について、現況と工事施工中及び施工後の状況との対比を行い、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明する。

なお、重要性の確認については、下記の資料を参考として、生態系の基盤としての重要性、希少性等の自然科学的な価値と、国土保全性等の社会科学的価値を勘査するものとする。

(ア) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）で指定されている史跡名勝天然記念物

(イ) 鳥取県文化財保護条例（昭和34年12月鳥取県条例第50号）で指定されている史跡名勝天然記念物

(ウ) 緑の国勢調査—自然環境保全基礎調査報告書—（環境庁）「すぐれた自然」の調査対象の地形・地質

(エ) 第3回自然環境保全基礎調査（環境庁）「自然景観資源調査」で確認されている地形・地質

(オ) その他の資料

7 地盤

(1) 調査の手法

ア 調査すべき情報

調査すべき情報は、対象事業の実施が地盤に及ぼす影響を適切に把握し得るよう配慮して、次に掲げる項目の中から予測及び評価を行うために必要なものを選定する。

(ア) 地盤沈下の状況

(イ) 地形及び地質の状況

(ウ) 地下水、ゆう水及び河川の状況

(エ) その他

イ 調査地域

調査地域は、対象事業の実施により地盤が沈下するおそれのある範囲を含む地域とし、軟弱地盤地帯の状況等を勘案して定める。

ウ 調査方法

調査は、既存資料及び文献の収集により行うことを基本とし、必要に応じて現地調査を行う。

なお、現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

(ア) 調査地点

現地調査を行う場合の調査地点は、調査地域の範囲内において地盤沈下の変化を的確に把握できる地点とする。

(イ) 調査期間及び頻度

調査期間及び頻度は、調査地域の特性等を考慮して、地盤沈下の実態を把握し得る程度とする。

(カ) 調査方法

地盤沈下の状況についての調査は、原則として水準測量又は沈下計を用いる方法とする。

地下水位についての調査は、観測井を用いた方法又は物理探査等の方法とする。

(2) 予測の手法

ア 予測項目

予測項目は、地盤沈下量又は地下水位の変動及びその範囲とする。

イ 予測時期

予測を行う時期は、工事の施工中の代表的な時期及び工事の施工後における事業活動が定常に達した時期とする。

ウ 予測地域

予測地域の範囲は、対象事業の実施による地盤沈下が環境に影響を及ぼす

おそれのある地域とする。

エ 予測方法

予測方法は、対象事業の計画、周辺の土地利用、地質、地下水の状況等を考慮して、次に掲げる方法の中から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

(ア) 地盤沈下数値モデル

(イ) ダルシーの法則による安全揚水量計算

(カ) 水位変動と揚水量から許容揚水量を求める方法

(エ) 既存事例の引用又は解析等

なお、予測に当たっては、予測式に用いる係数及び適用条件についてあらかじめ整理しておく。

(3) 評価の手法

事業の実施による地盤沈下の周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、当該事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明する。

8 土 壤

(1) 調査の手法

ア 調査すべき情報

調査すべき情報は、対象事業の実施が土壤に及ぼす影響を適切に把握し得るよう配慮して、次に掲げる項目の中から予測及び評価を行うために必要なものを選定する。

(ア) 地下水の状況

(イ) 地形、地質及び工作物の状況

(カ) 土地利用の状況

a 過去の土地利用の状況

b 現在の土地利用の状況

(エ) 土壤汚染の発生源の状況

(オ) 土壤汚染物質等の状況

<p>a 土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）に定める環境基準の項目</p> <p>b その他の項目</p> <p>(ア) その他</p> <p>イ 調査地域</p> <p>調査地域は、対象事業の実施により土壤が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とする。</p> <p>ウ 調査方法</p> <p>調査は、既存資料及び文献の収集により行うことを基本とし、必要に応じて現地調査を行う。</p> <p>なお、現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。</p> <p>(ア) 調査地点</p> <p>調査地点は、調査地域の範囲内において土壤汚染物質の濃度及びその分布を的確に把握できる地点とする。</p> <p>(イ) 調査期間及び頻度</p> <p>調査期間及び頻度は、原則として1回とする。</p> <p>(ウ) 調査方法</p> <p>測定方法は、土壤の汚染に係る環境基準について、農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令（昭和46年農林省令第47号）、農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める総理府令（昭和47年総理府令第66号）若しくは農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める総理府令（昭和50年総理府令第31号）に定める方法又はその他の適切な方法によるものとする。</p> <p>(2) 予測の手法</p> <p>ア 予測項目</p> <p>予測項目は、対象事業の実施により変化する土壤汚染物質の状況とする。</p>	<p>イ 予測時期</p> <p>予測を行う時期は、工事の施工中の代表的な時期及び工事の施工後における事業活動が定常に達した時期とする。</p> <p>ウ 予測地域</p> <p>予測地域の範囲は、対象事業の実施が土壤に影響を及ぼすおそれのある地域とする。</p> <p>エ 予測方法</p> <p>予測方法は、対象事業の計画、土壤汚染の状況、地質等を考慮して、土壤の改変の程度を把握し予測する方法、既存事例の引用及び解析又はその他の適切な方法により行う。</p> <p>なお、予測に当たっては、土地の改変に伴う土壤の移動又は流出についても考慮する。</p> <p>(3) 評価の手法</p> <p>事業の実施による土壤汚染物質の周辺環境への影響の低減措置等について明らかにすることにより、当該事業による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明する。</p> <p>また、予測の結果と土壤汚染に係る環境基準等との対比を行う。</p> <p>第2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全</p> <p>動物、植物及び水生生物にあっては、生物間の相互作用及び生育・生息環境に十分配慮するものとする。</p> <p>1 植物（水生植物を除く。）</p> <p>(1) 調査の手法</p> <p>ア 調査すべき情報</p> <p>調査すべき情報は、対象事業の実施が植物に及ぼす影響を適切に把握し得るよう配慮して、次に掲げる項目の中から予測及び評価を行うために必要なものを選定する。</p> <p>(ア) 植物相及び植生の状況</p>
---	--

主として種子植物及びシダ植物を対象とし、必要に応じて蘇生類・地衣類についても含める。

- (イ) 注目すべき植物種及び植物群落の分布並びに生育状況
- (ウ) 生育環境の状況

(エ) その他

イ 調査地域

調査地域は、対象事業の実施により影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とする。

ウ 調査方法

調査は、既存資料及び文献の収集により行うこと基本とし、必要に応じて現地調査、空中写真を用いた調査又はヒアリング調査を行う。なお、現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

(ア) 調査地点

調査地点は、植物の生育及び植生の特性を勘案して、調査地域の範囲内において重要な種及び群落に係る環境影響の予測及び評価を行うために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。

(イ) 調査期間及び頻度

調査期間及び頻度は、調査対象や調査手法の特性及び地域特性等を勘案して、効果的な時期及び十分な期間を定める。

(ウ) 調査方法

調査方法は、次に掲げる方法又はその他の適切な方法によるものとする。

- a 現存植生調査
- b 群落構造調査
- c 潜在自然植生調査
- d 注目すべき植物種、植物群落調査

(2) 予測の手法

ア 予測項目

予測項目は、保全すべき対象の分布、生育状況、現存量及び生理・生態特性並びに事業計画の内容等を勘案し、対象事業の実施に伴う影響について、次に掲げる項目から選定する。

- (ア) 個体への影響
- a 直接的損傷による死滅、生育阻害及び繁殖阻害
- b 生育環境の変化による生育阻害及び繁殖阻害

イ 個体群への影響

- a 植物群落への影響
- b 生育環境の変化による規模の縮小及び更新阻害
- c 直接的損傷による死滅、規模の縮小及び更新阻害
- d 生育環境の変化による規模の減少、維持・更新の阻害及び種構成の変化

イ 予測時期

予測を行う時期は、工事の施工中の代表的な時期及び工事の施工後における事業活動が正常に達した時期とする。

ウ 予測地域

予測地域の範囲は、対象事業の実施が保全すべき対象に影響を及ぼすおそれのある地域とする。

エ 予測方法

予測を行うに当たっては、希少性、地域生態系の代表性、分布の特異性等を勘案し、予測の精度や作業量等を考慮して具体的な実施方法を検討し、予測計画を立案する。

予測方法は、予測計画に従って、資料調査、ヒアリング調査、類似事例調査、実験調査及びシミュレーション等により行い、保全すべき対象が対象事業の実施に伴って受ける影響の変化の程度を把握する。

(3) 評価の手法

保全すべき対象について、現況と工事の施工中及び施工後の状況との対比を行い、対象事業の実施による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明する。

また、次に掲げる対象と保全すべき対象との対比を行う。

(ア) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)で指定されている種

(イ) 文化財保護法で指定されている天然記念物

(ウ) 鳥取県文化財保護条例で指定されている天然記念物

(エ) 緑の国勢調査—自然環境保全調査報告書—(環境庁)「すぐれた自然」の

調査対象の貴重植物

(オ) 第2回自然環境保全基礎調査(環境庁)「特定植物群落調査」の調査対象

の重要な植物群落

(カ) 第3回自然環境保全基礎調査(環境庁)「特定植物群落調査」の調査対象の重要な植物群落

(キ) 第3回自然環境保全基礎調査(環境庁)「自然景観資源調査」で確認されている地形・地質

(ク) その他希少性、地域生態系の代表性、分布の特異性等の観点からの適切な資料に掲げられている対象

2 動物(水生動物を除く。)

(1) 調査の手法

ア 調査すべき情報

調査すべき情報は、対象事業の実施が動物に及ぼす影響を適切に把握し得るよう配慮して、次に掲げる項目の中から予測及び評価を行うために必要なものを選定する。

(ア) 動物相の状況

ほ乳類、鳥類、は虫類、両生類、昆蟲類、クモ形類、及び陸産貝類等を対象とする。

(イ) 注目すべき動物の生息状況及び生態

(ウ) 生息環境の状況

(エ) その他

イ 調査地域

調査地域は、対象事業の実施により影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とする。

ウ 調査方法

調査は、既存資料及び文献の収集により行うことを基本とし、必要に応じて現地調査又はヒアリング調査を行う。

なお、現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

(ア) 調査地点

調査地点は、動物の生息の特性を勘案して、調査地域の範囲内において重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響の予測及び評価を行うために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。

(イ) 調査期間及び頻度

調査期間及び頻度は、調査対象や調査手法の特性及び地域特性等を勘案して、効果的な時期及び十分な期間を定める。

(ウ) 調査方法

調査方法は、直接観察法のほか、必要に応じて捕獲調査等の方法によるものとする。

(2) 予測の手法

ア 予測項目

予測項目は、保全すべき対象の分布、生息状況、現存量及び生理・生態特性並びに事業計画の内容等を勘案し、対象事業の実施に伴う影響について、次に掲げる項目から選定する。

(ア) 個体への影響

a 直接的損傷による死滅、当該地からの逃避、生育阻害及び繁殖阻害

- b 生息環境（採餌、営巣、移動条件等）の変化による生息阻害及び繁殖阻害**
- (イ) 個体群への影響
- a 直接的損傷による死滅、当該地からの逃避、構成メンバー数の減少及び維持・更新阻害
- b 生息環境の変化による行動圏域の減少、当該地からの逃避、構成メンバー数の減少及び維持・更新阻害
- (ウ) 生息地（群集）への影響
- a 直接的損傷による消滅、当該地からの逃避、構成メンバー数の減少、維持・更新阻害及び種構成の変化
- b 生息環境の変化による当該地からの逃避、分布域・構成メンバー数の減少、維持・更新の阻害及び種構成の変化
- イ 予測時期**
- 予測を行う時期は、工事の施工中の代表的な時期及び工事の施工後における事業活動が定常に達した時期とする。
- ウ 予測地域**
- 予測地域の範囲は、対象事業の実施が保全すべき対象に影響を及ぼすおそれのある地域とする。
- エ 予測方法**
- 予測を行うに当たっては、希少性、地域生態系の代表性、分布の特異性等を勘案し、予測の精度や作業量等を考慮して具体的な実施方法を検討し、予測計画を立案する。
- 予測方法は、予測計画に従って、資料調査、ヒアリング調査、類似事例調査、実験調査及びシミュレーション等により行い、保全すべき対象が対象事業の実施に伴って受ける影響の変化の程度を把握する。
- (3) 評価の手法
- 保全すべき対象について、現況と工事の施工中及び施工後の状況との対比を

行い、対象事業の実施による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明する。

また、次に掲げる対象と保全すべき対象との対比を行う。

(ア) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律で指定されている種

(イ) 文化財保護法で指定されている天然記念物

(ウ) 鳥取県文化財保護条例で指定されている天然記念物

(エ) 日本の絶滅のおそれのある野生動物・脊椎動物編（環境庁編）に記載されている種

(オ) 日本の絶滅のおそれのある野生動物・無脊椎動物編（環境庁編）に記載されている種

(カ) 緑の国勢調査—自然環境保全調査報告書—（環境庁）「すぐれた自然」の調査対象の主要野生動物

(キ) 第2回自然環境保全基礎調査（環境庁）「動物分布調査（哺乳類）」の調査対象種、「動物分布調査（鳥類）」の調査対象種のうち希少種としている種、「動物分布調査（両生類・は虫類）」の調査対象種及び「動物分布調査（昆虫類）」の調査対象種

(ク) その他希少性、地域生態系の代表性、分布の特異性等の観点からの適切な資料に掲げられている対象

3 水生生物

(1) 調査の手法

ア 調査すべき情報

調査すべき情報は、対象事業の実施が水生生物に及ぼす影響を適切に把握し得るよう配慮して、次に掲げる項目の中から予測及び評価を行うために必要なものを選定する。

(ア) 水生生物相の状況

主として魚類、貝類、藻類、動・植物プランクトン、底生生物を対象と

する。

- (イ) 注目すべき水生生物の分布及び発生（繁殖）状況
- (ウ) 生育・生息環境の状況

(エ) その他

イ 調査地域

調査地域は、対象事業の実施により影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とする。

ウ 調査方法

調査は、既存資料及び文献の収集により行うこと基本とし、必要に応じて現地調査又はヒアリング調査を行う。

なお、現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

(ア) 調査地点

調査地点は、水生生物の生育・生息特性を勘案して、調査地域の範囲内において重要な種及び生育・生息環境に係る環境影響の予測及び評価を行うために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。

(イ) 調査期間及び頻度

調査期間及び頻度は、調査対象や調査手法の特性及び地域特性等を勘案して、効果的な時期及び十分な期間を定める。

(ウ) 調査方法

調査方法は、直接観察法のほか、必要に応じて捕獲調査等の方法によるものとする。

(2) 予測の手法

ア 予測項目

予測項目は、1 の(2)のア及び2 の(2)のアに準拠する。

イ 予測時期

予測を行う時期は、1 の(2)のイ及び2 の(2)のイに準拠する。

ウ 予測地域

予測地域の範囲は、1 の(2)のウ及び2 の(2)のウに準拠する。

エ 予測方法

予測方法は、1 の(2)のエ及び2 の(2)のエに準拠する。

(3) 評価の手法

保全すべき対象について、現況と工事の施工中及び施工後の状況との対比を行い、対象事業の実施による影響をどのように回避し、又は低減したのか説明する。

また、次に掲げる対象と保全すべき対象との対比を行う。

- (ア) 1 の(3)に掲げる資料
- (イ) 2 の(3)に掲げる資料
- (ウ) 第2回自然環境保全基礎調査（環境庁）「動物分布調査（淡水魚類）」の調査対象種

4 生態系

(1) 調査の手法

ア 調査すべき情報

(ア) 植物相及び動物相の概要

- (イ) 生態系の構成種、個体群及び生物群集の相互関係
- (ウ) 生態系の上位に位置するという上位性、当該生態系の特徴をよく表すといいう典型性及び特殊な環境等を指標するという特殊性の視点から注目すべき生物種

イ 調査の方法

生態系の重要な要素について明らかにするため、既存資料及び地形・地質、動物、植物等の調査結果を整理するとともに、必要に応じて専門家へのヒアリング及び現地調査を実施する。

(2) 予測の手法

ア 予測項目

予測項目は、地形・地質、植物、動物等の調査結果及び対象事業の事業計

画の内容を勘案し、対象事業の実施が生態系の重要な要素に与える影響の程度とする。

イ 予測時期

予測を行う時期は、工事の施工中の代表的な時期及び工事の施工後における事業活動が定常に達した時期とする。

ウ 予測地域

予測地域の範囲は、対象事業の実施が生態系の重要な要素に影響を及ぼすおそれのある地域とする。

エ 予測方法

予測方法は、注目される生物種等について、分布及び生育・生息環境の改变の程度を踏まえた事例の引用又は解析を行う方法によるものとする。

(3) 評価の手法

植物、動物等の調査結果を踏まえ、生態系の重要な要素である上位性、典型性及び特殊性の視点から注目すべき生物種及びその生育・生息環境を保存すべき対象として選定し、対象事業の実施後の保全すべき対象への影響の程度に対する事業者の見解を説明する。

第3 人と自然との豊かな触れ合い

1 景観

(1) 調査の手法

ア 調査すべき情報

調査すべき情報は、対象事業の実施が景観に及ぼす影響を適切に把握し得るよう配慮して、次に掲げる項目の中から予測及び評価を行うために必要なものを選定する。

(ア) 主要な眺望点の状況

- (イ) 主要な景観資源の状況
- (ウ) 主要な眺望景観の状況

- (エ) その他

イ 調査地域

調査地域は、対象事業の実施により影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とする。

ウ 調査方法

(ア) 調査地点

調査地点は、景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点、景観資源及び眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

(イ) 調査期間及び頻度

調査期間及び頻度は、調査対象や調査手法の特性等を考慮して、効果的な時期、時間帯及び十分な期間を定める。また、景観の季節変化を十分に考慮する。

(ウ) 調査方法

調査方法は、次に掲げる調査を、現地調査、資料調査、ヒアリング調査又はシミュレーションにより実施する。

a 景観特性調査

b 注目すべき景観資源調査

c 注目すべき視点調査

(2) 予測の手法

ア 予測項目

予測項目は、次に掲げる項目とする。

(ア) 主要な眺望点及び景観資源の改変の程度及び内容

(イ) 主要な眺望景観の改変の程度及び内容

イ 予測時期

予測を行う時期は、工事の施工後における適切な時期とする。

ウ 予測方法

予測を行うに当たっては、主要な影響の種類を勘案し、予測の精度や作業

量を考慮して具体的な実施方法を検討し、予測計画を立案する。

予測方法は、予測計画に従って、主要な眺望点及び景観資源についての分布の程度を踏まえた類似事例の調査及び解析並びに主要な眺望景観についての規範的な方法による。

(3) 評価の手法

保全すべき対象ごとに、予測された影響の程度を明らかにするとともに、景観保全上の措置に関する事業者の見解を説明する。

2 触れ合い活動の場

(1) 調査の手法

ア 調査すべき情報

調査すべき情報は、対象事業の実施がレクリエーション資源等触れ合い活動の場に及ぼす影響を適切に把握し得るよう配慮して、次に掲げる項目の中から人と自然との触れ合い活動の場の状況

(イ) 主要な触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

イ 調査地域

調査地域は、対象事業の実施により影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とする。

ウ 調査方法

調査方法は、対象事業の実施による影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とする。

（ア）調査地点

調査地点は、調査地域の範囲内において対象事業の実施による影響を的確に把握できる地点とする。

(イ) 調査期間及び頻度

調査期間及び頻度は、調査対象や調査手法の特性等を考慮して、効果的な時期、時間帯及び十分な期間を定める。また、季節変化に伴う利用形態の変化等を考慮する。

(ウ) 調査方法

調査方法は、既存資料等により把握された概況を参考として、ヒアリング調査、現地調査及びその他の適切な方法によるものとする。

(2) 予測の手法

ア 予測項目

予測項目は、次に掲げる項目とする。

(イ) 主要なふれあい活動の場周辺の利用環境の改変の程度及び内容

(ウ) 主要なふれあい活動の場へのアクセスルートの改変の程度及び内容

イ 予測時期

予測を行う時期は、工事の施工中の代表的な時期及び工事の施工後における事業活動が定常に達した時期とする。

ウ 予測方法

予測方法は、特定された主要な影響の種類を踏まえて、類似事例調査等により行う。

(3) 評価の手法

保全対象ごとに、予測された影響の程度を明らかにするとともに、触れ合い活動の場の保全上の措置に関する事業者の見解を説明する。

第4 環境への負荷

1 廃棄物等

(1) 予測の手法

ア 予測項目

予測項目は、事業特性等を勘案して、対象事業の実施が廃棄物等を伴う場合に、次に掲げる項目とする。

(ア) 建設工事に伴う副産物

(イ) 事業活動に伴い発生する廃棄物

イ 予測時期

予測を行う時期は、工事の施工中の代表的な時期及び工事の施工後における

る事業活動が定常に達した時期とする。

ウ 予測地域

予測地域の範囲は、対象事業実施区域とする。

エ 予測方法

予測方法は、原単位法、統計的手法その他の適切な方法によるものとし、工事の施工中にあっては工事に伴う副産物の種類ごとの発生の状況、工事の施工後には対象事業の実施に伴う廃棄物の種類ごとの発生の状況を把握する。

(2) 評価の手法

対象事業の実施に伴う廃棄物の発生及び排出の段階において、廃棄物の削減対策、処理方法及び再利用可能性並びに副産物の処理・処分及び再利用等について十分検討し、実行可能な最善の手法がとられているか明らかにする。また、国、県、市町村等が実施する抑制対策等及び関係法令との整合性についても、明らかにする。

2 温室効果ガス

(1) 予測の手法

ア 予測項目

予測項目は、対象事業の実施に伴い発生する二酸化炭素の排出量とし、必要によりその他の温室効果を有するガスを含めるものとする。

イ 予測時期

予測を行う時期は、工事の施工中の代表的な時期及び工事の施工後における事業活動が定常に達した時期とする。

ウ 予測地域

予測地域の範囲は、対象事業実施区域とする。

エ 予測方法

予測方法は、工事の施工中及び施工後の発生源、工程等を踏まえて、二酸化炭素排出係数を用いた方法その他の適切な方法によるものとする。

(2) 評価の手法

対象事業の実施に伴う温室効果ガスの発生及び排出の段階において、温室効果ガスの排出抑制技術の進展状況等を調査し、実行可能な対策がとられているか明らかにする。

また、国、県、市町村等が実施する抑制対策等及び関係法令との整合性についても明らかにする。

鳥取県知事第544号

鳥取県環境影響評価実施要綱（平成11年1月鳥取県告示第800号）は、平成11年8月6日限り廃止する。

鳥取県環境影響評価条例（平成十年十一月鳥取県条例第114号）附則第1条第一項の事業への適用は、鳥取県環境影響評価実施要綱（第111条の規定を除く。）は、ならぬ効力を有する。この場合に於ては、同要綱第九条第二項中「環境影響評価技術委員会」であるせ、「鳥取県環境影響評価審査会」である。

平成11年8月6日

鳥取県知事 壬生 善博

鳥取県知事第544号

鳥取県産業廃棄物の処理に関する基準要綱（平成四年三月鳥取県告示第157号）の一部を次のとおり改正する。

平成11年8月6日

鳥取県知事 壬生 善博

第一「十八条の規定による」「環境影響評価法等の対象事業に係る」こと、「設置予定者が、鳥取県環境影響評価実施要綱（平成3年11月15日鳥取県告示第806号）の規定に基づく必要な手続きを行う場合」を「環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は鳥取県環境影響評価条例（平成10年12月鳥取県条例第24号）の対象事業について」と、「第7条」や「第6条」、「鳥取県環境影響評価実施要綱第11条」や「環境影響評価法第27条又は鳥取県環境影響評価条例第25条」に該当する。

註記

この掲示は、平成11年8月6日から施行される。